

Q & A

皆様から事前にお寄せいただいた質問について

令和6年4月9日現在

Q介護予防支援の指定を受けた場合、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントが月によって変わる方はプラン上問題ないか。

- 地域包括支援センターからの一部委託でケアプランを作成した場合は、プラン種別の変更があっても請求書の変更のみで対応可能。（請求書Ⅰ→Ⅱ）
- 一方、指定介護予防支援事業者として利用者と契約した場合はその月の利用サービスによって契約変更、居宅の届出の変更、ケアプランの再作成（地域包括と契約（一部委託）の場合、原案確認）が必要となる。（※例：ショートステイを使う月と使わない月がある、訪問看護は2月に1回）⇒月によって利用サービスが変わる方は一部委託で担当したほうが負担が少ない。

回答→月によって総合事業のみ、保険給付を含むなどケアマネジメントの種別が変更する方は、契約、届出、ケアプランすべてにおいて対応の必要がある。

例) デイサービスと不定期にショートステイが必要な利用者

4月：介護予防支援（デイサービスとショートステイ）

指定介護予防支援事業者と契約・居宅の届出・ケアプランの作成

5月：介護予防ケアマネジメント（デイサービスのみ）

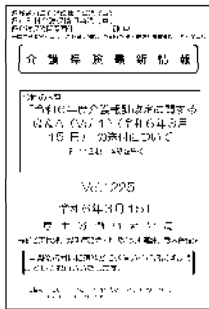
地域包括支援センターと契約・居宅の届出・ケアプランの作成・原案確認

6月：介護予防支援（デイサービスとショートステイ）

指定介護予防支援事業者と契約・居宅の届出・ケアプランの作成

Q

一部委託契約を継続した場合、指定を受けた事業者プランに移管しなければならないか？



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/00123030.pdf>

○ 地域包括支援センターからの介護予防支援の委託

問 123 介護予防支援の指定を受けている指定居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから介護予防支援の委託を受けることは可能か。

(答)

・ 可能である。

・ 介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者ごとに指定を受ける必要があるため、例えば、指定を受けていない保険者の管轄内に居住する被保険者に対し介護予防支援を提供する場合には、当該保険者の管轄する地域包括支援センターからの委託を受ける場合が考えられる。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/index_00010.html (介護保険最新情報)

介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者のMケアマネジャーの担当する要支援の利用者の例

- Aさん (デイケアを利用) ⇒ 指定介護予防支援事業者として担当 (介護予防支援)
Bさん (デイサービスとショートステイ) ⇒ 包括からの一部委託として担当 (介護予防支援)
Cさん (デイサービスと訪問介護) ⇒ 包括からの一部委託として担当 (介護予防ケアマネジメント)

Q 一件あたりの金額はいくらか？請求は国保連に直で行うのか？

〈現行〉 介護予防支援費 438単位
地域包括支援センターが国保連に請求
一部委託している居宅介護支援事業者に委託料を支払う。

〈改定後〉 介護予防支援費 (I) 442単位
※地域包括支援センターのみ
地域包括支援センターが国保連に請求
一部委託している居宅介護支援事業者に委託料を支払う。

介護予防支援費 (II) 472単位 (新設)
※指定居宅介護支援事業者のみ
指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者が
国保連に請求する。

【参考】 介護予防ケアマネジメントも介護予防支援の委託料と同額

Q

介護予防支援の指定をうけても、総合事業の介護予防ケアマネジメントは、現行通りの委託契約なのでしょうか？

・ 貴見のとおり

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 令和6年3月 P 3 2

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001221554.pdf>

エ その他留意事項

令和5年7月全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議でもお示したとおり次の内容については、従前どおりであることを改めて申し添える。

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業（いわゆる介護予防ケアマネジメント）は、地域包括支援センターが実施（指定居宅介護支援事業者への委託可能）するものであること
 - ・ また、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者の指定を受けている場合に指定居宅介護支援事業者にその一部を委託することができること
- なお、新たに介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業者が介護予防支援による給付管理を行う場合には、利用者の不利益にならないよう管内の事業者にはセンターと密に連携をとっていただくようご周知いただきたい。

Q

契約書の書式を現行通り統一してほしい。内容に一部見直しや、追記が必要だと思えます。今後の契約書類について説明をお願いします。

【現行】

利用者と介護予防支援事業者である北九州市（地域包括支援センター）との契約のみ

【介護予防支援の指定開始予定の令和6年7月以降の契約書】

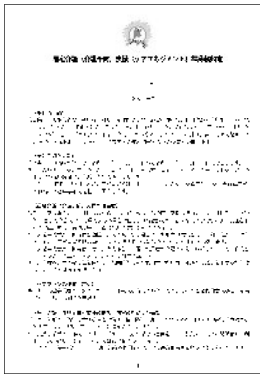
◇地域包括支援センターの契約書

一部を変更し、契約終了の要件に、「指定介護予防支援事業者である居宅介護支援事業者と契約したとき」を追加予定

◇標準契約書の内容

(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001080246.pdf>)

契約終了の要件に、要支援認定者が北九州市（地域包括支援センター）と契約を締結したときを追加



居宅介護（介護予防）支援（ケアマネジメント）標準契約書

（契約の終了）

第13条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき又は要支援と認定され北九州市
〔地域包括支援センター〕と契約を締結したとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0418.html

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001080246.pdf>

Q 委託と指定の違いについて

【委託】

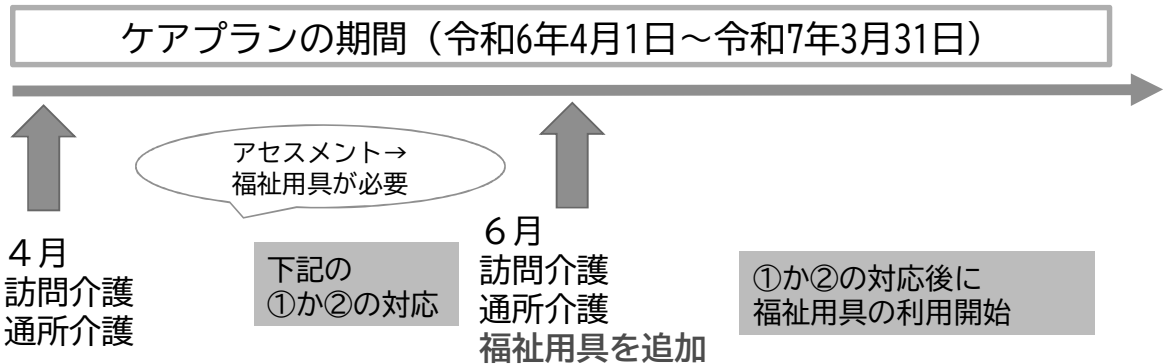
介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の23第3項の規定に基づいて
介護予防支援（指定介護予防支援）の業務の一部を委託
地域包括支援センターである介護予防支援事業者のみ一部委託が可能

【指定】

◇介護保険法第115条の22

～（略）～地域包括支援センターの設置者又は、指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費～（略）～の支給について効力を有する。

Q サービス期間途中で通所介護と訪問介護サービス以外のサービスを導入する場合、包括を含めたスムーズな移行方法を教えてください。



①一部委託のまま担当

ケアプランの評価・変更
原案確認、担当者会議を経て、サービス（福祉用具）の利用開始

②指定介護予防支援事業者として担当する

契約を市（包括）から指定介護予防支援事業者に変更・居宅の届出
ケアプランの評価（～5月31日）
ケアプランの再作成・担当者会議を経てサービス利用開始
地域包括支援センターにケアプランの返却

Q 介護予防支援の指定を受けなくても、現在委託で受けている要支援の利用者の支援は継続できるのでしょうか？

【委託】

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の23第3項の規定に基づいて介護予防支援（指定介護予防支援）の業務の一部を委託
- ・地域包括支援センターである介護予防支援事業者のみ一部委託が可能

令和6年度以降も介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの一部委託は継続します。

現在、担当している利用者の支援はこれまで通り、一部委託での継続が可能です。

Q 地域包括支援センターの関わり、ケアプランチェック等市役所への情報提供は具体的にどのような事をするのか（1）

（参考2）令和5年改正法条文（センターの一定の関与を担保）

（地域支援事業）

第百十五條の四十五（略）

2（略）

一、二（略）

三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

（介護予防支援事業に関する情報提供の求め等）

第百十五條の三十の二 市町村長は、第百十五條の四十五第二項第三号の規定による介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めることができる。

Q 地域包括支援センターの関わり、ケアプランチェック等市役所への情報提供は具体的にどのような事をするのか（2）

（参考A）改正省令の条文

（法第百十五條の三十の二第一項の厚生労働省令で定める事項）

第百四十條の三十八の二 法第百十五條の三十の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 介護予防サービス計画の実施状況

二 直近の第百四十條の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保険者の状況

三 介護予防支援の利用者の心身又は生活の状況、その置かれている環境、現病歴その他の介護予防サービス計画の作成に当たり勘案した当該利用者に関する基本的な情報

四 介護予防支援の経過の記録

五 サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。）の開催等の状況

六 介護予防支援に係る評価

七 その他市町村長が必要と認める事項

Q 地域包括支援センターの関わり、ケアプランチェック等市役所への情報提供は具体的にどのような事をするのか（3）

ウ 介護予防支援の指定対象の拡大を踏まえた対応等について

令和5年度老人保健健康増進等事業「地域の介護予防を推進するための包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のあり方と地域包括支援センターの事業評価に関する調査研究」の中で介護予防支援の指定対象拡大を踏まえて、令和5年改正法による必要な取組の解説に加え、それらの取組をきっかけとして、市町村やセンター等が地域の実情に応じて介護予防を効果的に展開するために、実施しなければならない事項について解説した「介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引き」を作成中である。

本手引きでは、介護予防サービス計画の検証に関する事項（例えば、頻度や検証内容など）についても、解説する予定である。本手引きに関しては作成後、速やかに周知するのでご活用いただきたい（参考資料3～5参照）。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 令和6年3月 P32

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001221554.pdf>

Q 指定を受けた場合は、原案確認の必要性はなくサービス利用開始できるのでしょうか？

【介護予防支援】

指定介護予防支援事業者として作成した介護予防支援のケアプランについては、地域包括支援センターの原案の確認は必要ありません。

地域包括支援センターからの一部委託を受けて介護予防支援を実施する場合、これまで通り原案の確認が必要です。

【介護予防ケアマネジメント】

介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業（いわゆる介護予防ケアマネジメント）はこれまで通り地域包括支援センターが実施するものであるため、一部委託を受けて実施する場合は、原案の確認が必要です。